

## 「第9回 行政不服審査交流会」開催のご案内

### 【開催趣旨】

本交流会は、改正行政不服審査法が施行された平成28年度から毎年度行政不服審査制度の運用に携わっておられる全国の行政不服審査会委員、審理員、事務局職員の方々等の参加を得て開催しています。改正行政不服審査法については、総務省の「行政不服審査法の改善に向けた検討会」の最終報告において、審査庁における審理手続の担い手の確保・育成、処分庁職員の能力の向上、不服申立てに関わる各主体の体制整備等の必要性、重要性が指摘されました。

(参考)行政不服審査法の改善に向けた検討会最終報告(令和4年1月)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000787650.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000787650.pdf)

この機会に全国の行政不服審査業務に携わっておられる方々が行政不服審査制度の運用上あるいは制度上の改善事項について意見交換を行うことは極めて意義のあることと考えます。多数の方々のご参加をいただきますようご案内申し上げます。

今回も昨年度に引き続き、「分科会」による意見交換の場を設けます。活発な意見交換とするため、あらかじめ多くの意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

### 【開催要領】

開催日時	令和6年11月28日(木)10時00分～16時50分
会場	国立大学法人一橋大学「学術総合センター」2階中会議室 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号
主催	一般財団法人 行政管理研究センター
後援	総務省行政管理局
企画協力	行政不服審査交流会企画会議(代表:高橋滋氏)
定員	150人
参加費	8,000円(税込) 参加費は令和6年11月21日(木)までに『銀行振込』により送金願います。会計手続上、事後払いとなる等、このほかの支払方法を希望される場合は、下記の問い合わせ先にご相談ください。 <振込先> 三井住友銀行東京公務部支店・普通預金口座5027 一般財団法人行政管理研究センター
懇親会費	6,000円(税込) 懇親会に参加される方は、参加費と同様に上記振込先に『銀行振込』により送金願います。他の方法をご希望の場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。
申込方法	別紙の参加申込書に必要事項をご記入の上、一般財団法人行政管理研究センター宛 E-mail: <a href="mailto:forum@iam.or.jp">forum@iam.or.jp</a> でお申し込みください。なお、別紙に記載した参加申込URL・QRコードからもお申し込みいただけます。お申し込みいただいた順に参加登録をさせていただきます。申込書に登録されたアドレス宛に参加証を送信します。
申込締切	令和6年11月7日(木)

### 問い合わせ先

一般財団法人行政管理研究センター 担当:松田 綱児、藤森 恭子  
〒113-0034 東京都文京区湯島3丁目31-1 中川ビル5階  
電話:03-5969-8211 E-mail: [forum@iam.or.jp](mailto:forum@iam.or.jp)

## 第9回行政不服審査交流会プログラム

- ◎ 開催日時：令和6年11月28日（木）10時00分～16時50分
- ◎ 会場：国立大学法人一橋大学「学術総合センター」

- 1 開会挨拶：10分（10時00分～10時10分）  
挨拶：高橋滋氏（元東京都行政不服審査会会長、法政大学法学部教授）
- 2 国の審査会委員からの報告：40分（10時10分～10時50分）  
報告者：吉開正治郎氏（行政不服審査会委員・第3部会長、元総務省政策統括官）
- 3 地方の審査会委員からの報告：40分（10時50分～11時30分）  
報告者：曾和俊文氏（元大阪府行政不服審査会会長、関西学院大学名誉教授）

休憩（11時30分～12時30分）

- 4 分科会における意見交換：120分（12時30分～14時30分）
  - ・第1分科会：行政不服審査制度全般  
○コーディネーター：折橋洋介氏（広島県行政不服審査会委員、福山市行政不服審査会会長、呉市行政不服審査会会長、広島大学大学院人間社会科学研究科教授）
  - ・第2分科会：行政不服審査会・同事務局関係  
○コーディネーター：田中良弘氏（取手市行政不服審査会会長、一橋大学大学院法学研究科教授、弁護士）
  - ・第3分科会：審理員、審査庁、処分庁関係  
○コーディネーター：大江裕幸氏（宮城県行政不服審査会委員、東北大学大学院法学研究科教授）
  - ・第4分科会：生活保護を中心とする社会保障関係  
○コーディネーター：野呂充氏（大阪府行政不服審査会会長、大阪大学大学院高等司法研究科教授）

休憩（14時30分～14時50分）

- 5 全体会議：120分（14時50分～16時50分）
  - ・コーディネーターから分科会における意見交換の概要を報告：60分（各分科会15分程度）
  - ・会場参加者相互による意見交換：60分程度
  - 司会進行：高橋滋氏
- 6 閉会（16時50分）

◎懇親会（17時30分～19時30分）TIME SHARING 竹橋（千代田区神田錦町3-19-5 廣瀬第3ビル3階）

別紙

第9回行政不服審査交流会  
(参加申込書)

参加者氏名	
所属団体(審査会等)名	
現職	<input type="checkbox"/> 審査会委員、 <input type="checkbox"/> 審査会事務局職員、 <input type="checkbox"/> 審理員・同補助者、 <input type="checkbox"/> 審査庁・処分庁職員、 <input type="checkbox"/> その他
参加希望分科会	( )第1分科会、( )第2分科会、 ( )第3分科会、( )第4分科会 ※別添資料「第9回行政不服審査交流会分科会における意見交換事項(例示)」を参照し、希望する順位(1~4)を( )内に記入してください。
意見交換希望事項	別添資料「第9回行政不服審査交流会分科会における意見交換事項(例示)」を参照し、参加希望順位1位の分科会で、希望する意見交換事項を三つまで記入してください。 ① ( ) ② ( ) ③ ( )
懇親会への参加	<input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない
メールアドレス	
電話	

【参加申込 URL・QRコード】

「第9回行政不服審査交流会」参加申込書

<https://forms.gle/QDadMSTktThHYFyE9>



(注)

- ・メールアドレスは必ずご記入願います。
- ・上記のアドレス宛に参加証を送信します。
- ・ご記入いただいた個人情報は、参加者名簿の作成及び当センターからの各種情報の提供に使わせていただきます。

## 第9回行政不服審査交流会分科会における意見交換事項（例示）

分科会は、参加者の皆様から寄せられた「意見交換内容に係る情報」、「行政不服審査法の改善に向けた最終報告(令和4年1月)」等を素材に現場における悩み、工夫の状況等について意見交換を行い、それぞれの団体における運用改善の一助に資することを目的とする。

事 項	第1分科会 不服審査制度全般	第2分科会 不服審査会、同事務局関係	第3分科会 審査庁・審理員・処分庁関係	第4分科会 生活保護を中心とする社会保障関係
①審査・審理期間等	右の3欄に例示した事項のほか、意見交換事項に制約はない。異なった立場の参加者による自由な意見交換を期待。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量請求事案、争点が共通する事案への対応</li> <li>審査会審議の進行管理方策</li> <li>オンラインによる審査会の開催</li> <li>調査審議手続の計画的遂行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準審理期間の設定</li> <li>大量請求事案、争点が共通する事案への対応</li> <li>審理員の指名の迅速化</li> <li>審理手続（弁明書、反論書、口頭意見陳述、提出書類の閲覧、審査請求書の補正等）の計画的遂行</li> </ul>	<p>左の2欄及び下で例示した事項のほか、意見交換事項に制約はない。異なった立場の参加者による自由な意見交換を期待。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法65条、児童扶養手当法18条等の「裁決をすべき期間」</li> <li>大量請求（類似事件の大量請求、様々な争点に係る審査請求の輻輳）</li> </ul>
②弁明書、反論書、物件の提出要求等	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査関係人に対する主張書面の提出要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁明書、反論書の記載内容の充実化</li> <li>第三者に対する物件提出要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査・事実認定</li> <li>審査基準（処理基準、処理基準以外の問答集等の基準）</li> <li>審査会答申・裁決の公表の際の個人情報保護</li> </ul>
③口頭意見陳述、意見の陳述	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見の陳述における申立人の陳述制限や代理人の出席制限</li> <li>オンラインによる意見の陳述の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口頭意見陳述における申立人の陳述制限や代理人の出席制限</li> <li>オンラインによる口頭意見陳述の実施</li> </ul>	

事 項	第1分科会 不服審査制度全般	第2分科会 不服審査会、同事務局関係	第3分科会 審査庁・審理員・処分庁関係	第4分科会 生活保護を中心とする社会保障関係
④提出書類 の閲覧	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見の陳述や職権調査の結果の書面化と閲覧</li> <li>・謄写の許容及び職権交付</li> <li>・審査会に提出された書類等の審査庁への送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口頭意見陳述や職権調査の結果等の閲覧</li> <li>・謄写の許容及び職権交付</li> <li>・提出書類等の閲覧と非開示情報の取扱い</li> </ul>	
⑤審査請求 人への対応	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見の陳述時における審査請求人への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口頭意見陳述時における審査請求人への対応</li> <li>・審査請求書の補正</li> <li>・処分時における審査請求に関する教示</li> <li>・個別案件の処理状況に関する審査請求人への情報提供</li> <li>・オンラインによる審査請求の受付</li> </ul>	
⑥答申、裁 決	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省の裁決・答申 DB の利活用促進方策</li> <li>・審査会(委員)から見た審理員意見書の評価</li> <li>・審査庁による裁決書の審査会への送付</li> <li>・不当性審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省の裁決・答申 DB の利活用促進方策</li> <li>・全部認容相当や却下相当の場合の諮問の可否</li> <li>・答申後、迅速な裁決の確保方策と裁決書の審査会への送付</li> <li>・審査庁が地方公共団体の長でない場合の諮問の可否</li> <li>・不当性審査</li> </ul>	
⑦付言（行 政運営の 改善）	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申における付言の活用と答申における記載方式</li> <li>・付言の活用による行政運営の改善とその後のフォローアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審理員意見書における付言の取扱い</li> <li>・付言への対応と措置結果の審査会への報告</li> </ul>	

事 項	第1分科会 不服審査制度全般	第2分科会 不服審査会、同事務局関係	第3分科会 審査庁・審理員・処分庁関係	第4分科会 生活保護を中心とする社会保障関係
⑧体制	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査会の設置形態等（単独設置、共同設置、一部事務組合の活用、事務の委託等）</li> <li>・ 審査会事務の委託</li> <li>・ 審査会委員適任者の確保</li> <li>・ 総合案内所など相談窓口の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審理員事務の委託</li> <li>・ 審理員適任者の確保</li> <li>・ 総合案内所など相談窓口の開設</li> </ul>	
⑨関係者の 資質向上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査会委員、事務局職員への研修等資質向上方策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審理員、同補助者、関係職員への研修等資質向上方策、処分庁職員への研修等資質向上方策（行政手続法や弁明書）</li> </ul>	

## 分科会における意見交換に係る情報提供のお願い

分科会における意見交換を効率的に運営し有用なものとするため、あらかじめ意見交換の内容について情報提供をお願いいたします。

### 【情報提供の例示】

情報提供事項に制限は設けませんが、現場での工夫事例や困難事例の紹介、業務運営上の課題、他団体の運営実態の照会、その他疑問点・意見等について情報の提供をお願いします。

### 【情報提供の様式】

後掲の「分科会別意見交換事項整理票」をご利用ください。ただし、必ずしもこの様式にこだわるものではありません。匿名を希望される場合は、その旨を注記した上で所属を記載してください。

### 【情報提供の提出期限】

皆様からの情報の提供は交流会の前日まで受け付けますが、令和6年11月7日（木）までにお送りいただいた情報は、あらかじめ参加者各位に電子メールで提供いたします。

### 【情報の提供先】

電子メール：[forum@iam.or.jp](mailto:forum@iam.or.jp)

### 【問い合わせ先】

行政管理研究センター 松田、藤森 電話：03-5969-8211

### 分科会別意見交換事項整理票

提供者名		所属		分科会	
意見交換事項					
(意見・質問等の内容)					

